

かつら川

No.167

第13回法人会
全国女性フォーラム
山梨大会
平成30年4月12日(木)
アイメッセ山梨



▲富士吉田駅（富士登山競走 昭和34年以前）：ふじさんミュージアム提供 ▼現在の富士山駅

主な目次

大月法人会第6回定時総会	2
山梨県法人会連合会第5回定時総会	4
大月税務署管内関係民間団体長会	5
支部活動報告	6
青年部会活動報告	7
女性部会活動報告	9
平成30年度税制改正提言（山梨県連）	13
軽減税率対策補助金のご案内	16
山梨県ふるさと納税のご案内	20
大月税務署からのお知らせ	22
e-Tax推進協議会からのお知らせ	26
第37回神社めぐり（一宮神社）	27
健康情報「健康できれいなボディに」	28

消費税期限内納付

法人会一声運動



大月法人会 第六回定時総会

平成二十九年五月二十三日(火)、ホテル鐘山苑に於いて開催。平成二十八年年度決算報告の承認を始め、予定されていた議案すべてが原案通り承認可決され、任期満了による役員改選では、理事五十五名と監事三名が選任され、総会終了後の臨時理事会において細谷憲二氏が会長に再任されました。

来賓名

大月税務署長 松代 孝廣様
東京地方税理士会 池谷 正志様
大月支部長 青沼 博様
山梨県法人会連合会 副会長 齊藤 誠一様
大月税務署法人課税第一部門 統括国税調査官 中山 淳様
大月税務署法人課税第一部門 審理上席国税調査官 杉山 敦様
大同生命保険株式会社多摩支社 甲府営業部長 田畑 大介様
AIU損害保険株式会社 甲府支店長 西山 達也様
アメリカンファミリー生命保険会社 山梨支社長

表彰

一、退任役員感謝状贈呈

副会長 新名 米光氏
常任理事 渡辺 幸男氏
常任理事 津田 昭氏
理事 小保 幸市氏
理事 外川三千子氏
理事相当 山田 義文氏

二、会員増強表彰

銅賞 都留支部

三、保障制度元請会社優績社員表彰

大同生命保険株式会社 前川まゆみ様
AIU損害保険株式会社 小野耕太郎様
アメリカンファミリー生命保険会社 白井恵美子様



大月法人会細谷憲二会長挨拶



大月税務署松代孝廣署長で祝辞



税理士会池谷正志大月支部長で祝辞



山梨県連青沼博副会長で祝辞



ジャーナリスト萩谷順氏講演

大月法人会役員

(順不同、敬称略)

顧問

滝口 哲夫

原田 威

相談役

井出 常済 (株)富士レークホテル

大崎 俊浩 (株)秋山土建(株)

★長田 幸夫 (株)山梨中央銀行吉田支店

堀内 富久 (株)堀内電気(株)

長田 富也 (株)アイトー電子(株)

小林 武 (株)コバヤシ工業

横田 則夫 (株)横田商店

奈良 紀子 (有)大和屋薬局

★新名 米光 (株)新名製作所

★池谷 正志 (株)東京地方税理士会大月支部長

会長

細谷 憲二 (株)中央観光(株)

副会長

外川 凱昭 (有)山岸旅館

細田 幸次 (株)都留信用組合

川上洋一郎 (株)川上建設(株)

志村美貴代 (株)日伸総建(株)

小林余し緒 (株)小林工業(株)

★山口 照義 (株)メイト

小佐野昇一 (有)こみたけ売店

専務理事兼事務局長

常任理事

★鈴木 誠一 (株)鈴木製作所

田村 夏子 (株)田村組

鯨岡 正文 (株)三栄工業(株)

堀江 俊隆 (株)堀江製作所

小林 歳男 (株)小林工務店

奥秋 幸治 (株)奥秋建設(株)

渡辺 吉勝 (株)山叶(株)

大森 剛仁 (株)大森工務所

★浅沼 歌子 (株)富岳物産(株)

堀内光一郎 (株)富士急行(株)

立川 正史 (株)秋山土建(株)

高村 朝彦 (株)タカムラ建設(株)

梶原 信行 (株)船津観光(株)

★小谷田 融 (株)富士観光開発(株)

倉澤 鶴義 (株)協和生コン

理事

古家 恵次 (株)大嶺興業(株)

守屋 博文 (株)トーホー

城戸 正三 (株)キドハイテック

尾形 直 (株)尾形製作所

山下 久幸 (株)エノモト

天野 喜宗 (株)みどりや

中山 愛美 (株)ナカヤマ

天野 太文 (株)濱野屋ティートラスト(有)

三木 範之 (株)甲陽産業(株)

佐々木弘之 (株)田中屋

井上 博之 (有)井上石油

越石 賢一 (株)ミネルバ

藤江 一枝 (株)共立機械

餌取 一成 (有)印刷エトリ

★小林 清哲 (有)小林仏壇

長田 公明 (株)長田産業(株)

渡邊 稔 (株)渡辺商店

小佐野紀之 (有)こみたけ売店

宮下 完爾 (株)マシナリー

山下佐一郎 (株)芙蓉実業(株)

桑原 安男 (株)桑原興業

★天野 一則 (株)都留信用組合

渡辺 直企 (株)富士情報

★田辺 丈人 (有)田辺織物

大森 保廣 (株)大森林業所

三浦 信 (株)三浦化成工業(株)

高村 浩明 (株)富士水熱設備工業(株)

吉野 保美 (株)吉野土建

柏木おさむ (有)フロスジャパン

小林ゆうこ (株)コバヤシ工業

★外川 桂子 (有)山岸旅館

監事 湖山 泰三 (株)湖山商事

梶原 秀博 (株)梶原工業所

新津 好久 (株)新津

理事相当

吉澤 武司 (株)富士航空電子(株)

平井 勉 (株)平井製作所

小泉 裕次 (株)ユーキ

荻原 秀祥 (株)ユーシン

赤澤 克夫 (株)山二商事(株)

中村 武 (株)中村エンジニアリング(株)

小松 英一 (株)山英建設(株)

山崎 泰洋 (株)山崎織物(株)

奥脇 芳弘 (株)宮川電気(株)

小池 久司 (有)小池時計店

堀内 満 (有)パイロット測量設計(株)

渡辺 浩次 (株)渡秀工業(株)

吉沢 秀雄 (有)吉沢製パン

伊東 貴也 (株)伊東商店(株)

★吉村 茂 (株)吉村製作所

★中村 元 (有)東京屋製菓

★渡辺 訓勝 (株)山叶(株)

★吉元 潤 (株)吉田精工(株)

井出 泰済 (株)富士レークホテル

三浦 敬伯 (株)サイコ

松浦 潤一 (株)エムティーシー

井出 隆 (株)井出電気(株)

渡邊 良孝 (株)登り坂石油(株)

★大石 秀世 (株)アトラス測量

和田 一成 (株)富士急行(株)

土屋きよ美 (株)土屋製作所

白井佳津子 (株)白井自動車

市川 公子 (株)市川リース(株)

小林 聖子 (株)ネスエンタープライズ(株)

湖山 和子 (株)湖山商事

白川 敏子 (株)山陽精工(株)

内藤 定子 (株)ナイトー建商

山口 輝子 (有)山口乳業

清水美恵子 (株)龍美建設

★小高 洋子 (有)コタカ電化

山口 光子 (有)山口製作所

佐波 佳子 (株)サナミ製作所

鶴田みさ子 (株)ツルタ

田辺 勝子 (株)タナベ電器(株)

日川 和子 (有)日川時計店

横打香代子 (株)山梨重機

白井恵美子 (株)エスプラン(株)

倉澤 光代 (株)協和生コン

外川正知恵 (有)天下茶屋

★渡邊 林美 (株)登り坂石油(株)

(★印は新任)

正味財産増減計算書合計表

科 目	平成28年度予算	平成28年度決算	平成29年度予算
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1,750	1,754	1,750
特定資産運用益	14,695	14,375	14,368
受取会費	14,056,000	13,779,000	13,664,000
事業収益	9,909,000	8,661,746	9,875,000
受取補助金等	8,049,900	8,049,900	7,701,420
受取負担金	1,629,000	1,605,000	1,628,000
寄附金	80,000	108,000	100,000
雑収益	505,000	483,911	454,600
経 常 収 益 計	34,245,345	32,703,686	33,439,138
(2) 経常費用			
公益目的事業	20,910,784	21,645,514	20,538,888
収益事業等	10,249,501	10,675,234	10,050,863
管理費	3,069,804	3,018,115	2,836,412
経 常 費 用 計	34,230,089	35,338,863	33,426,163
当期一般正味財産増減額	15,256	△ 2,635,177	12,975
一般正味財産期首残高	249,142,017	249,142,017	246,506,840
一般正味財産期末残高	249,157,273	246,506,840	246,519,815
II. 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	7,899,900	7,899,900	7,551,420
受取全法連助成金	7,899,900	7,899,900	7,551,420
受取県連助成金			
一般正味財産への振替額	△ 7,899,900	△ 7,899,900	△ 7,551,420
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III. 正味財産期末残高	249,157,273	246,506,840	246,519,815

山梨県法人会連合会 第五回 定時総会

平成二十九年六月九日(金)、甲府富士屋ホテルに於いて開催され、当会より十九名が出席しました。

総会議事終了後に功労者表彰が行われ、当会より次の役員が表彰されました。おめでとうございます。



二十九年度全法連功労者表彰受賞者
常任理事

三栄工業(株) 鯨岡 正文様



(5)

常任理事

(株)小林工務店 小林 歳男様



二十九年年度県連功労者表彰受賞者
理事相当

(株)土屋製作所 土屋きよ美様



理事相当

(有)山口製作所 山口 光子様



関係民間団体事務局長会 及び関係民間団体長会

大月税務署管内関係民間団体事務局長会・団体長会が六月八日(木)、二十一日(水)、大月税務署三階会議室に於いて開催され、平成二十八年年度事業・決算報告及び平成二十九年年度事業・予算計画に係る協議の他、各団体及び税務署から連絡事項がありました。

関係民間団体長会 関係民間団体意見交換会

大月税務署管内関係民間団体長会及び団体意見交換会が七月二十一日(金)、午後四時、五時よりホテル鐘山苑に於いて開催され、意見交換会で



は関係民間団体役員等総勢九十八名が出席し、新任の田畑晶司大月税務署長以下、署幹部職員の紹介や署との意見交換並びに団体役員相互の親睦・交流が図られました。



租税教育推進協議会定期総会

平成二十九年五月三十一日(火)会長出席
上野原市文化ホール



東京地方税理士会大月支部総会

平成二十九年六月二十日(火)会長出席
ホテル鐘山苑



県連税制委員会

平成二十九年六月二日(金)
甲府法人会館



東京地方税理士会山梨県会総会

平成二十九年六月十六日(金)会長出席
甲府富士屋ホテル

全法連広報委員会

平成二十九年七月二十日(木)会長出席
全法連会館

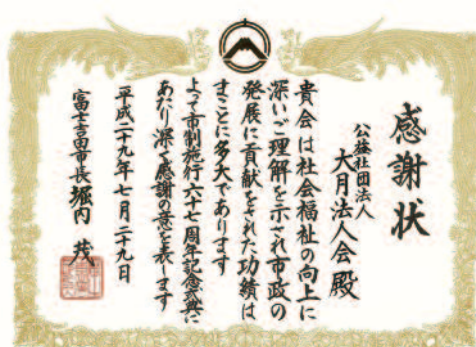
改正個人情報保護法セミナー

六月十九日(月)、大月法人会館に於いて開催。(株)インフォクリマネジメント代表取締役の新木啓弘氏により「個人情報保護法の改正と取扱い5つの基本ルール」と題して、わかり易く解説して頂きました。



富士吉田六十七周年記念式典

平成二十九年七月二十九日(土)会長出席
ふじさんホール



支部活動報告

富士吉田支部役員会

平成二十九年五月十九日(金)
ホテル鐘山苑



富士吉田支部セミナーを開催

恒例になりました富士吉田六支部主催による平成二十九年年度税務研修会及び講演会を支部役員及び青年部会・女性部会の役員の皆様のご協力を頂き六月一日(木)、ホテル鐘山苑に於いて開催しました。進行を青年・女性部会が担当し、細谷法人会長、大月税務署斉藤誠一統括国税調査官にご挨拶を頂きました。

第一部は「税制改正について」と題して、大月税務署中山淳上席国税調査官より税制改正のポイントについての解説をして頂きました。

第二部は東京に生まれ、現在山中湖に在住するメディカルハーブドクトクストレーナーの八木里恵先生を



講師に迎え、「引き算の健康法」心と身体は繋がっている」と題して、「心の健康・身体の健康・生活の健康・思想の健康・運命の健康」の五つの健康をテーマに分かり易くご講演を頂きました。

なお、セミナーへの動員では、都留信組、山中BK、山梨信金の各支店から大勢のご参加を頂きましたこと感謝申し上げます。

セミナー終了後には、富士吉田支部の税務研修会が行われ、「軽減税率について」と題して、大月税務署斉藤誠一統括国税調査官に解説頂き、会員増強と来年度の富士吉田支部セミナーの開催を確認して散会しました。

富士吉田六支部統括支部長

小佐野紀之



青年部会活動報告

青年部会役員会・ 署との意見交換会

平成二十九年八月九日(水)午前十一時より、大月税務署三階大会議室に於いて開催。大月税務署から田畑晶司署長様を始め、法人課税第一部門新福正彦統括官様、各部門幹部の皆様にも出席して頂きました。

田畑署長様にご挨拶を頂き、法人課税第一部門徳永聡子上席官様より署幹部の皆様を紹介して頂いた後、名刺交換会を行いました。今期新役員の自己紹介では、天野最高顧問より大月法人会青年部会の成り立ち・



エピソード等ユーモアを交え紹介していただき、和やかな雰囲気で行い出来ました。

議事に移り、青年部会役員が委員を務めるe-Tax推進協議会の更なる協力と活動の活発化、今年度富士吉田支部担当の第三十三回『高校生にの税に関する標語』募集、忍野・山中湖支部担当の税金クイズ・少年野球大会、河口湖支部担当の環富士山交流会等、各事業の取組み報告がなされ、青年部会員が一丸となって事業に取り組んでいく事を確認しました。また今年十一月に開催される『全国青年の集い(高知大会)』の概要が説明され今回も多く部の会員の参加を求め有意義な大会とする事が確認された。また部会長より三十年四月に開催される『全国女性フォーラム山梨大会』への協力要請と山梨県青連協会長が全国の副会長を務める事が報告された。

事務局からは青年部会・女性部会四〇周年事業準備について検討して行く旨の報告がなされた。

役員会終了後は、署との意見交換会が行われ、田畑署長様を始め署幹部の皆様と今後の青年部会活動について様々な意見が飛び交い有意義な意見交換会となりました。

青年部会長 小佐野昇一

第六回青年部会定時総会

平成二十九年五月二十三日(火)
ホテル鐘山苑



青年部会連絡協議会

平成二十九年七月十八日(火)
甲府法人会館



租税教室・ミニバスケット教室

平成二十九年七月三十日(日)
敷島総合体育館



青年部会役員

(順不同、敬称略)

最高顧問

天野 喜宗 (株)みどりや
小佐野紀之 (有)こみたけ売店
細谷 憲二 中央観光(株)
川上洋一郎 川上建設(株)
顧問

守屋 博文 (株)トーホー
餌取 一成 (有)印刷エトリ
井上 博之 (有)井上石油
山口 照義 (株)メイト
越石 賢一 (株)ミネルバ
鯨岡 正文 三栄工業(株)
渡辺 信介 (有)湧池
小林 清哲 (有)小林仏壇
荻原 秀祥 (株)ユーシン
吉野 保美 (株)吉野土建
奥脇 芳弘 宮川電気(株)
堀江 俊隆 (株)堀江製作所
赤澤 克夫 山二商事(株)
柏木おさむ (有)フロスジャパン
小池 久司 (有)小池時計店
中村 武 中村エンジニアリング(株)
★鈴木 誠一 (株)鈴木製作所
★三木 範之 甲陽産業(株)
★山下佐一郎 芙蓉実業(株)
★深沢 央 なだや(株)
★渡邊 幸男 吉田タクシー(有)

部会長

小佐野昇一 (有)こみたけ売店
上野原支部長

★尾形 直 (株)尾形製作所

大月支部長

★佐々木弘之 (株)田中屋

都留支部長

小松 英一 山英建設(株)

富士吉田支部長

伊東 貴也 伊東商店(株)

忍野・山中湖支部長

三浦 信 三浦化成工業(株)

河口湖支部長

渡邊 良孝 登り坂石油(株)

幹事長

★渡邊 訓勝 山叶(株)

事業委員長

松浦 潤一 (株)エムティーシー

大月副支部長兼親睦委員長

★西室 信男 (有)西忠エージェンシー

会計

★白須 一政 (株)シラス自工

部会長補佐

★吉元 潤 吉田精工(株)

都留副支部長

菊地 明久 (株)長田電材工業

富士吉田副支部長・監事

渡辺 三雄 三和建設(株)

河口湖副支部長

渡辺 松氏 (有)旅館松屋

忍野・山中湖副支部長

渡辺 教彦 (株)渡辺工務店

幹事

宮田 千治 ミヤ通信工業(株)

天野 統一 濱野屋ティートラスト(有)

中山 愛美 (株)ナカヤマ

塩沢 三好 (有)シヨップシオザワ

藤本 恭司 (株)やおき

清水 偉也 (有)清水商事サービス工場

白輪地 厚 (株)三吉

平井 勉 (株)平井製作所

小泉 裕次 (株)ユーキ

野武 直記 ユニテック(株)

堀内 慎也 堀内電気(株)

奥秋 公大 奥秋建設(株)

九鬼 敦 (有)九鬼塗装

細田 浩一 (株)セントラルモーターズ

本田 剛 (株)中村酒販

渡辺 秀行 (資)渡辺酒店

小林 大希 (株)丸大産業

岩下 稔 (有)岩下産業

金巻 裕 (有)中村薬局

白須 資望 富士新幸(株)

鈴木 雅俊 (株)鈴木工業

中村 哲 (株)丸正電器

平井 尚博 (有)平井製作所

宮下 崇 (株)宮下

★藤本 秀昭 第一測量(株)

★高山 和也 高山織物整理(株)

新田 隆人 (株)エス・イー・エス

監事

★桑原 誠 秋山土建(株)

(★印は新任)

桑原 大輔 桑原電業(株)

羽田早一郎 (株)羽田印刷

佐藤 浩文 (有)ニュースセンターサトー

梶原 洋 船津観光(株)

小佐野睦浩 (有)小佐野設備

環富士山交流会

平成二十九年七月一日(土)
ゲストハウスフォレスト・ヒルズ

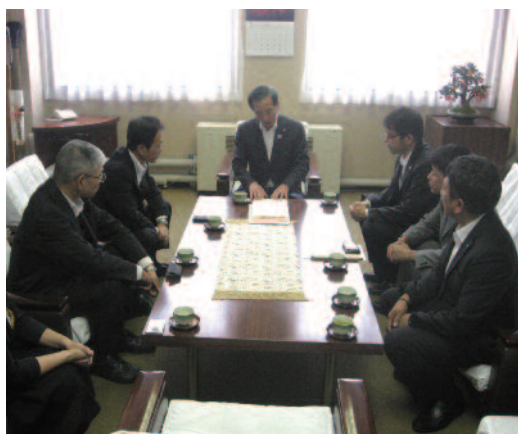




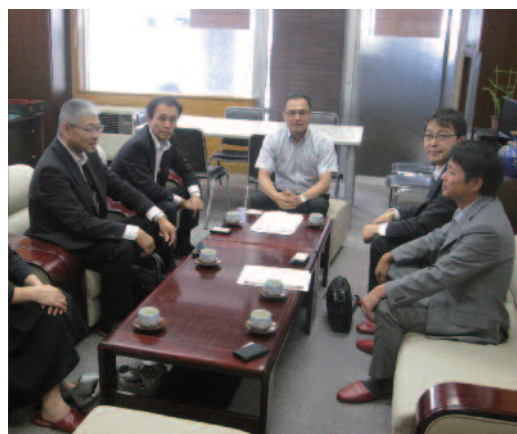
標語お願い
平成二十九年七月十九日(水)
吉田高等学校



標語お願い
平成二十九年七月十八日(火)
富士学苑高等学校



標語お願い
平成二十九年七月十九日(水)
富士吉田市役所



標語お願い
平成二十九年七月十九日(水)
ひばりが丘高等学校



小学生租税教室の開催
平成二十九年 女性部会主催の「小学生租税教室」は、都留支部が担当となりました。六月二十九日(木)に谷村第一小学校では、六年生六十八名を前に鶴田副支部長が講師を務めました。続いて七月十四日(金)には禾生第一小学校に於いて、六年生三十八名を前に佐波幹事が講師を務めました。

今年度は都留市内二校で開催し、大月税務署から一校目は中山上席官、二校目は新任の新福統括官、徳永上席官、二校共に志村女性部会長、

女性部会活動報告



小笠原専務にご出席を頂き、支部役員が講師補助を務め、税金クイズやビデオを交えて小学生と共に楽しく賑やかな租税教室となりました。児童及び先生方からは、パネルやビデオを使用してとてもわかり易い内容だったと好評と感謝の言葉を頂きました。

今回児童の皆さんには身近での税金の使われ方等について学んで頂きましたが、これを機に税金に対する関心が芽生えると共に、すばらしい税金絵画が出来上がることを期待しています。

女性部会都留支部長 藤江 一枝

コーラス大会

五月十三日(土)
都の杜うぐいすホール



第六回定時総会

五月二十三日(火)
ホテル鐘山苑



日帰り税務研修会

六月二十八日(水)



租税教室講習会

六月十五日(木)
大月税務署



絵はがきお願い

七月三日(月)

西桂小学校・西桂町教育委員会



慰問活動

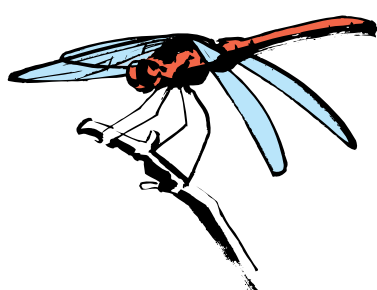
六月二十三日(金)
こころ(富士河口湖町)



全国女性フォーラム 山梨大会実行委員会

平成二十九年六月二十八日(月)

甲府法人会館



女性部会連絡協議会

七月七日(金)

甲府法人会館



新入会員紹介

○一般財団法人あんしん財団山梨支局

甲府市丸の内二一三〇—二

支局長 昆 好久

○株式会社IHS

南都留郡忍野村内野九九九

代表取締役 湯山 弘樹

○有限会社島田工業

上野原市鶴島四六八九

代表取締役 山口 祐司

女性部会役員

(順不同、敬称略)

顧問

奈良 紀子 (有)大和屋薬局

小林余し緒 小林工業(株)

部会長

志村美貴代 日伸総建(株)

副部会長兼幹事長

小林ゆくよ (株)コバヤシ工業

上野原支部長

田村 夏子 (株)田村組

大月支部長

内藤 定子 (株)ナイトー建商

都留支部長兼事業委員長

藤江 一枝 (株)共立機械

富士吉田支部長

★浅沼 歌子 富岳物産(株)

河口湖支部長

外川 桂子 (有)山岸旅館

上野原副支部長

土屋きよ美 (株)土屋製作所

大月副支部長

清水美恵子 (株)龍美建設

都留副支部長兼監事

★鶴田みさ子 (株)ソルタ(コーラス部副部長)

富士吉田副支部長

★日川 和子 (有)日川時計店

河口湖副支部長兼会計

外川正知恵 (有)天下茶屋

幹事

中原 智子 (株)中原製材所

石井 明美 (有)島田交通

高橋 式子 (株)高橋建設

白井佳津子 (株)白井自動車

市川 公子 市川リース(株)

小林 聖子 ネスエンタープライズ(株)

天野 操 (有)米屋時計店

川村 真弓 立正堂印刷(有)

小林登喜子 (有)神戸電工

白川 敏子 山陽精工(株)

山口 輝子 (有)山口乳業

小高 洋子 (有)コタカ電化

志村ひろ江 志村クリーニング店

石井 清子 規予

山口 光子 (有)山口製作所

刃刀真佐美 桂商会(株)

谷内江美子 谷内建設(株)

程原 洋子 (株)アウラテクノロジ

渡辺なおみ (有)宝観光バス

渡辺ふく子 (株)渡辺商店(コーラス部長)

菅谷 勝子 (有)すがや

堀内 花代 堀建トヨー住器(株)

佐波 佳子 (株)サナミ製作所

田辺 勝子 タナベ電器(株)

渡邊 千恵 吉田タクシー(有)

田辺 潤子 (株)まるさくたなべ

森嶋 友子 (株)弘美インテリア

伊藤 道子 (有)伊藤

井出てるゑ (株)井出商店

横打香代子 (株)山梨重機

白井恵美子 エスプラン(株)

高橋ます子 (有)ホディショップキタフジ

渡邊伊寿美 (有)ウイステリア

小山田可能子 (有)富士エコープミレニアム

池上美奈子 (株)池上工務所

外川三千子 (株)湖山亭うぶや

渡邊 林美 登り坂石油(株)

梶原 広子 船津観光(株)

監事

湖山 和子 (株)湖山商事

(★印は新任)



監査会

平成二十九年四月二十日(木)
大月法人会館



新設法人説明会

平成二十九年六月二十二日(木) 十一名
大月法人会館



広報封入作業

平成二十九年五月二日(火) 九名
大月法人会館



広報委員会

平成二十九年七月二十五日(火)
大月法人会館



決算法人説明会

平成二十九年五月十八日(木) 十七名
平成二十九年六月十六日(金) 三十名
平成二十九年八月二十三日(水) 十五名
大月法人会館



株式会社 土屋製作所



〒409-0123 山梨県上野原市大野3637
TEL 0554-66-2026
FAX 0554-66-2285

山梨県連平成三十一年度税制改正に 関する提言を全法連へ提出

平成二十九年六月二日(金)、甲府法人会館に於いて県連税制委員会が開催され、県下4単位会において実施された「税制改正に関するアンケート調査」による会員企業の要望等を踏まえ、次のとおり山梨県連提言書として全法連へ提出しました。

一般社団法人山梨県法人会連合会 平成三十一年度税制改正に関する提言 (はじめに)

法人会はこれまで我が国の経済再生と財政健全化に向けて歳入・歳出の一体的改革を強く求めてきた。政府は国と地方を合わせた基礎的財政収支を2020年に黒字化という目標を掲げたが、地方債を含めた長期債務残高は1,062兆円に達し、過去最高となっている。さらに消費税増税の再延期により黒字化という健全化目標の達成は極めて危うい状況にある。加えて世界経済も不確実性を増しつつある。

真の経済再生と財政健全化を目指すためには、「隼より始めよ」の精神に基づき、不断の改革を着実に推進する必要がある。当会では本年度も傘下単位会の会員を対象に「税制改正に関するアンケート調査」を実施した。会員企業の要望を踏まえ、経済再生に活力を与える税制の実現を要望する。

法人税関係

1. 法人実効税率のあり方について

平成28年度改正で「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考えの下で現行29・97%、平成30年度は29・74%と段階的に引き下げられることが決定されたが、日本企

業の国際競争力を高め、外国企業の日本進出も後押しするためにさらに引き下げを求める。

2. 中小企業の軽減税率について

現行の中小法人の軽減税率の特例(所得金額年800万円以下の税率15%)は平成29年度改正で適用期限が2年延長されたが、中小法人活性化のためにこの時限措置を本則化とし、昭和56年以来800万円以下に据え置かれていた適用所得金額を1,600万円程度に引き上げること。

3. 中小企業支援税制について

中小企業支援税制については、平成29年度税制改正で地域中核企業向け設備投資促進税制が創設されるなど中小企業への支援が強化されているが、期間が限定されている。中小企業投資促進税制や中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は本則化すべきであり、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」も含めることを要望する。

4. 土地とともに取得した建物の取り壊し費の取り扱いについて

法人が建物等の存する土地(借地権を含む)を建物等とともに取得した場合または自己の有する土地の上に存する借地人の建物等を取得した場合、その取得後おおむね1年以内に当該建物等の取り壊しに要した費用は当該土地の取得価額に算入するとなっている。このため、空き家・空きビルが所在する地域の活性化のネックになっている。建物等の1年以内の取り壊し費用が損金計上できることにより、企業が建物等の開発に乗り出すことが予測され、地域の活性化につながると考えられることから取り壊し費

用の損金算入を要望する。

5. 法人課税ベースの見直しについて

(1) 受取配当金益金不算入制度について

受取配当金益金不算入制度は法人企業と個人株主の二重課税排除のために設けられた側面もあるが、現在の日本における上場企業の個人株主の持株比率は20%程度に對し、80%近くが法人株主となっており、二重課税排除を適用する根拠は失われているに等しい。財政健全化を図る観点から受取配当金は課税対象に改めるべきである。

(2) 租税特別措置法の見直しについて

租税特別措置法についても、受取配当金益金不算入制度同様に殆ど大企業が利用している。一方、中小企業には優遇措置が適用される条件が整っていないため、法定税率に近い税率が当てはめられていて税負担の歪みが生じている。各措置の利用状況等を踏まえ、必要性や政策効果を見極めた上で廃止を含め根本的な見直しを行うべきである。

(3) 中小法人課税について

資本金1億円以下の中小法人でも多額の所得があり、担税力や財務状況が脆弱とは言えない法人がある。このような法人も中小法人としての優遇税制を享受しているため、現行の「資本金1億円以下」の基準を資本金と資本金以外の別の指標を組み合わせて判断する必要がある。

所得税関係

1. 所得税のあり方について

超高齢化社会到来により増える社会保障費をまかなうために現役世代の負担は増加し、高齢者を現役世代で支え続けることには限界があり、個人所得課税については、税負担をどのように配分するのか等、負担能力に応じて適切に課税が行われるように検討する必要

がある。平成29年度税制改正において、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しがなされたが、経済社会の構造変化を踏まえ、所得控除については基礎控除額を引き上げ、基礎控除以外の各種控除の適正化に関しては、更なる検討を行うことが必要である。とりわけ、わが国が今後も持続的に発展していくためには、将来の成長の担い手である若年層・子育て世代に配慮するとともに、女性の活躍推進の観点から働き方に対して中立的な税制を構築すべきである。

2. 源泉所得税の納付期限について

我が国の取引きの決済は殆どが月末に行われており、諸公課の納期限もおおむね月末となっている。源泉徴収義務者の事務効率の観点から納付期限を給与等の支払月の翌月末にまた、納期特例適用者の納期限は1月末日と7月末日に改めることを強く要望する。

3. 勤務地が国内及び国外の双方にわたって行われた場合の国内源泉所得税の計算方法について

昨今、国内企業から海外勤務の従業員が増加している現状に鑑み、海外勤務が一定の日数以上に達した従業員の税額精算は、複雑であり簡素化の検討を要望する。

消費税関係

法人会は消費税増税について、軽減税率は事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コスト及び税収確保などの観点から問題が多いため、税率10%までは単一税率を要望してきた。平成28年度税制改正で消費税率引き上げに伴う低所得者対策として、平成29年4月に軽減税率の導入が決定され、実施時期が平成31年10月に延期となったが、複数税率の導入は再度反対する。消費税制度は事業者、消費者、国民全員の信頼の上に成り立っている

制度であり、益税等その信頼性を損なう特例措置は廃止することが必要である。また、逆進性に対する低所得者への対策は現行の簡素な給付措置の見直しで対応することが望ましい。

事業承継税関係

土地・建物及び未上場株の相続の非課税について

未上場株の相続を非課税とすることにより、事業承継も実現しやすい。さらに事業に供している土地と建物が相続時に非課税となれば経済の活性化につながると考える。中小企業の円滑な事業承継を進めるためにも、事業用資産の土地・建物及び未上場株の相続税を非課税とすること。

贈与税関係

1. 相続税の課税のあり方について

平成25年の税制改正により、平成27年1月1日以降の遺産に係る基礎控除額（5,000万円＋1,000万円×法定相続人の数）が、（3,000万円＋600万円×法定相続人の数）に引き下げられて課税が強化された。その結果、平成27年度の相続の課税対象割合は平成26年度比2倍の8・0％になっている。課税割合が高すぎるため、基礎控除額を（4,000万円＋800万円×法定相続人の数）に引き上げるべきである。

2. 贈与税基礎控除額の引き上げについて

現行の贈与税の基礎控除額は平成13年から110万円に拡大されて以来低い水準に設定されたままであり、資産が高齢者に偏在するという社会問題化ともなっている。若年層への資産の円滑な移転の促進による消費拡大に寄与する観点からも贈与税の基礎控除額を現行の110万円から200万円程度への引き上げを要望する。

3. 相続時精算課税制度の非課税枠の拡大等について

相続時精算課税は一定の直系親族間の贈与に認められた特例として、2,500万円までの贈与には贈与税がかからず、贈与財産の種類、金額、贈与回数、年数に制限がなく早期に若年者に多額の財産を移転できるメリットはあるものの、内容の複雑さや、どんな場合に適用しているかが分かりづらく、利用したことから発生するデメリットも多く、利用する人が少ないのが現実のようである。非課税枠の拡大を含め利用しやすい制度に見直しを要望する。

地方税関係

1. 外形標準課税の課税ベース拡大について

法人税減税に伴う課税ベースの拡大の中で外形標準課税も代替財源としてリストアップされている。地方自治体が景気に影響されない安定財源を確保する為に赤字に苦しむ中小企業に課税することは徴税者本位の発想であり容認できない。

2. 固定資産税の見直しについて

固定資産税は地価の長期的な下落にも関わらず負担感が高いとの声が多い。宅地の評価については、実勢価格に配慮した評価、居住用家屋の評価は築後経過年数に応じた評価方法にするなど軽減の方向で見直すべきである。加えて地方都市の活性化に向けて、空き店舗、空き家の流動化に資する固定資産税制を検討すべきである。

3. 償却資産に対する固定資産税の廃止・縮減について

償却資産に対する固定資産税は、中小企業にも課税されるため、中小企業の設備投資を阻害している。特に、製造業を中心とする多額の設備を有する企業においては、固定資産

税が高負担となっており、企業収益を圧迫し、企業競争力に悪影響を与え、国際的にも事業用資産に対する課税が稀であることから廃止または縮減をすべきである。

4. 法人住民税の超過課税について

法人住民税における法人税割の税率については、標準税率を使用している自治体と超過税率を使用している自治体がある。超過税率を使用している自治体の中で一部の自治体が超過課税を実施する理由をホームページ等で開示しているが、開示していない自治体も多い。未開示の自治体は速やかに実施理由及び超過課税による税収額及びその使途を開示するべきである。

5. ふるさと納税制度について

(1)個人版ふるさと納税制度について
ふるさと納税制度は、自分のふるさとに限らず、応援したい都道府県・市町村に寄附することにより、地域間の財政力格差の是正と地域の活性化を図るために設けられた制度であるが、自治体が寄附を募ろうとするあまり、返礼品をめぐる過剰な競争になっている。総務省が自治体間の返礼品競争の改善に向けて、寄附額の3割以下に引き下げを求める通知を発出したが、拘束力はない。制度本来の目的に則して返礼品に規制を設けるなど見直すべきである。

その他

1. 二重課税の廃止について

個別間接税と消費税との二重課税の問題は、平成元年に消費税が導入された際、物品税が廃止され、自動車重量税と自動車取得税については2012年度税制改正で新車購入時や車検時にかかる重量税が一部減税になったが、石油諸税は引き続き検討するとの曖昧な表現にとどまり、結論は先送りになっている。消

費税との二重課税が行われている課税体系を是正すべきである。

2. 社会保障制度のあり方について

高齢化社会の急進展で今後の社会保障給付は急速な増大が見込まれ、財源を消費税に頼るも限界が見えている。課題は給付を「重点化・効率化」によって抑制し、同時にどう公費以外の公平で適正な負担を確保していくかが極めて重要になる。年金、医療、介護、少子化対策いずれの分野についても、現役世代に過度に依存することのない抜本的な改革が必要と考える。

3. 行政改革の徹底について

社会保障の安定財源確保と財政健全化を目的とした消費税増税が先送りされて平成31年10月実施となったが、その前に国や地方において自ら身を削る行政改革がそのまま放置されている。行政改革の徹底を要望する。

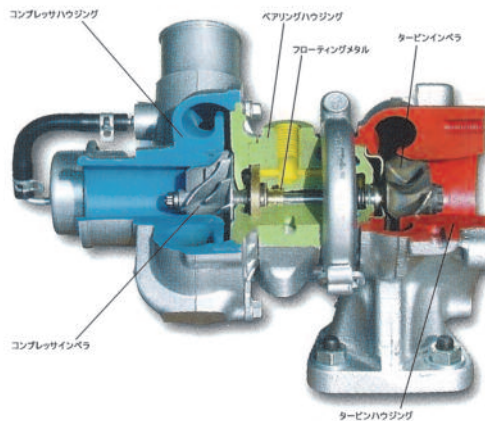
具体的には、人口の減少など社会環境の変化に合わせて、地方議員も含めすべての議員定数及び議員報酬、政党助成金の一層の削減を求めるものである。また、公務員の人員及び人件費適正化など行政のスリム化を図るべきである。

4. マイナンバー制度について

いわゆるマイナンバー制度については、課税の公平を図るとともに電子政府の実現を見据えて、各行政機関が連携し、行政全般の適正処理と効率化及び国民の利便性の向上に資する一方で、手続の簡素化や個人情報保護に十分配慮すべきと考ええる。

5. 租税教育について

租税教育は、国民に必要な生涯教育の一つであることから、その対象者を小中高生はもとより大学生や社会人にまで拡充させることも必要と考える。



空調用部品

自動車用ターボチャージャー部品

三栄工業株式会社

代表取締役 鯨岡 大助

取締役会長 鯨岡 廣文

相談役 鯨岡 正文

山梨県大月市富浜町鳥沢 1845

TEL 0554-26-5321

URL <http://www.sanei-industries.com>



総合建設業 (株)小林工務店

kprojet & Architect

ケイプロジェクト&アーキテクト: 建築家と融合の家づくり

<http://www.kobayashikoumuten.com>

治具製作/精密機器部品加工/金属加工

有限会社 山口製作所

〒402-0025 山梨県都留市法能天神山1412番地

TEL 0554-43-1636 FAX 0554-45-1636

軽減税率対策補助金

中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金とは

消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方々が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。

複数税率対応として、2つの申請類型があります。

A型

複数税率対応レジの導入等支援

複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりするときに使える補助金です。
※レジには、POS機能を有していないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます。

B型

受発注システムの改修等支援

電子的な受発注システム（EDI/EOS等）を利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替を行う場合に使える補助金です。

申請はいつでも受付、できるだけわかりやすく。申請サポートもあります。

- 基本的には、申請書（数枚）と、証拠書類（内訳の分かる支払いの証拠書類（領収書や請求書）、製品の証明書など）で申請できます。申請は随時受付を行います。
※複数台をまとめて申請するなどの場合は、追加で書類を作成いただく必要があります。
- A型及びB-2型は事後申請、B-1型は事前申請になります。
- 申請書の作成サポートも充実しています。
 - ・ A型は一部販売店等による代理申請等が利用可能です。
 - ・ B型はシステムベンダー等による代理申請を原則としています。（※自ラパッケージ製品・サービスを購入し導入した場合には、その限りではありません。）

「所得税法等の一部を改正する法律」の成立日(平成28年3月29日)から平成30年1月31日までに導入または改修等が完了したものが支援対象となります。

- 申請受付期限
 - A型及びB-2型 : 平成30年1月31日までに申請（事後申請）
 - B-1型 : 平成30年1月31日までに事業が完了するように申請（事前申請。交付決定以前に作業着手した場合は補助対象になりません。）

参考

この他に、レジの導入・改修やシステムの改修・入替等の費用には、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫の融資制度も活用できます。（最優遇金利です）
詳細は、お近くの公庫の支店までお問い合わせ下さい。

A型 複数税率対応レジの導入等支援

A型は、レジの種類や複数税率への対応方法（導入／改修）により合計4種類の申請方式に分かれます。

A-1型

レジ・導入型

複数税率対応の機能を有するPOS機能のないレジを対象機器とし、その導入費用を補助対象とします。

A-2型

レジ・改修型

複数税率非対応のレジを、対応レジに改修する場合の費用を補助対象とします。

A-3型

モバイルPOSレジシステム

複数税率に対応したレジ機能サービスをタブレット、PC、スマートフォンの汎用端末と付属機器を組み合わせ、レジとして利用する場合の導入費用を補助対象とします。

A-4型

POSレジシステム

POSレジシステムを複数税率に対応するように改修または導入する場合の費用を補助対象とします。

※リースによる導入も補助対象となります。

いずれも、補助額は、レジ1台あたり20万円が上限です。

- 基本的には、補助率は2/3ですが、1台のみ機器導入を行う場合でかつ導入費用が3万円未満の機器については補助率3/4、タブレット等の汎用端末についての補助率は1/2と、補助率が異なります。
- レジ本体のほかに、レジ機能に直結する付属機器等（バーコードリーダー・キャッシュドロー・クレジットカード決済端末・電子マネーリーダー・カスタマーディスプレイ・レシートプリンタ・ルーター・サーバ）も合わせて補助対象となります。
- それぞれの型において、補助額は1台あたり20万円が上限となります。また、新たに行う商品マスタの設定や機器設置（運搬費含む）に費用を要する場合は、さらに1台あたり20万円を上限に支援します。

複数台数申請等については、1事業者あたり200万円を上限とします。

- 複数台数申請等については、指定の申請書類を追加していただきます。

申請サポート制度が充実しています。

- メーカーや販売店・ベンダー等の協力による代理申請等が利用可能です。
※代理申請にご協力いただけるメーカーや販売店、ベンダーなどについては、追ってホームページで公表します。

B型 受発注システムの改修等支援

B型は、指定事業者に改修等を依頼するか、事業者自身で行うかで2種類の申請方式に分かれます。

B-1型

受発注システム・指定事業者改修型

システムベンダー等に発注して、受発注システムを改修・入替する場合の費用を補助対象とします。

B-2型

受発注システム・自己導入型

中小企業・小規模事業者等が自らパッケージ製品・サービスを購入し導入して受発注システムを改修・入替する場合の費用を補助対象とします。

※リースによる入替も補助対象となります。

原則、既にEDI/EOS等の電子的受発注を利用している事業者が対象です。

- 取引先間でEDI/EOS等の電子的な受発注システムを利用している事業者（※1）の電子的受発注に必須となる商品マスタや、発注・購買管理、受注管理機能（※2）のうち、複数税率対応に伴い必要となる改修・入替を補助対象とします。
- 電子的受発注データのフォーマットやコード等の複数税率対応に伴う改修や、現在利用している電子受発注システムから複数税率対応したシステムへの入替を補助対象とします。

※1 電子的受発注システムは利用していないが、取引先の要請等により、新規にシステムを導入する場合は補助対象とします。

※2 受発注管理とともに在庫管理、財務会計などが一体となったパッケージ製品・サービスについては、電子的受発注システムの機能を含むものであれば、支援対象とします。

B-1型は、指定事業者による代理申請を原則とします。

- 専門知識を必要とするシステムの「改修・入替」のため、「指定事業者による代理申請制度」を導入します。申請者に代わって、システムベンダー等の指定事業者が申請します。
- 申請は2段階。改修・入替に着手する前の「交付申請」と、改修・入替が完了した後の「完了報告」が必要です。いずれも指定事業者が代理申請を行います。

※交付決定以前に作業着手した場合は補助対象になりません。

B-2型は、事務局に登録されたパッケージ製品・サービスが対象です。

- 申請はB-1型とは異なり、改修・入替後に行うことになります。

補助上限額は、発注システム側・受注システム側の改修・入替ごとに異なります。

- （小売事業者等の）発注システムの場合の補助上限額は1000万円、（卸売事業者等の）受注システムの場合の補助上限額は150万円で、両方の改修・入替が必要な場合の上限は1000万円となります。
- 補助率は、改修・入替に係る費用の2/3です。補助対象範囲外の機能を含むパッケージ製品・サービスについては、初期購入費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率を乗じるものとします。

本補助金の詳細については、ホームページをご確認ください。随時更新されます。

<http://kzt-hojo.jp/>

また、お電話でも問合せを受け付けております。

軽減税率対策補助金事務局コールセンター（受付時間：9時～17時（土・日・祝除く）／通話料有料）

0570 (081) 222 (IP電話等からの番号 03 (6627) 1317)

レジメーカー・レジ販売店・システムベンダー等のみなさま
本補助金事業実施にあたり、以下について、ご協力をお願いいたします。

A-1型

レジ・導入型

- ・ レジメーカー様による事務局への指定メーカー登録申請、および対象製品型番登録申請
- ・ 指定レジメーカー様による「対象製品証明書」の発行

A-2型

レジ・改修型

- ・ レジメーカー様および販売店様等による「改修証明書」の発行

A-3型

モバイルPOSレジシステム

- ・ サービスベンダー様による事務局への指定ベンダー登録申請、および対象サービス・対象製品（対象パッケージ）型番登録申請
- ・ 指定ベンダー様による「対象サービス・対象製品（対象パッケージ）証明書」の発行

A-4型

POSレジシステム

- ・ POSレジメーカー様、ベンダー様による事務局への指定メーカー・ベンダー登録申請、および 対象製品型番登録申請
- ・ 指定POSレジメーカー様、ベンダー様による「対象製品証明書」の発行

B-1型

受発注システム・指定事業者改修型

- ・ システムベンダー様による事務局への指定システムベンダー登録申請、および改修・入替工数、改修・入替作業単価等の登録申請

B-2型

受発注システム・自己導入型

- ・ パッケージメーカー様による対象パッケージ製品・サービス型番登録申請

補助事業実施にあたり、ご協力をお願いします。

- 指定（メーカー・ベンダー）登録申請、型番登録申請
 - ・ 事務局に型番登録がされた製品が、補助対象となります。
 - ・ 型番登録申請と同様式で（メーカー様・ベンダー様の）指定登録申請も行っていただきます。
- 対象製品証明書、対象サービス証明書：申請者が補助金交付を受けるために必要です。

登録方法等については以下URLをご確認ください。

本補助金の詳細については、ホームページをご確認ください。随時更新されます。

<http://kzt-hojo.jp/>

また、お電話でも問合せを受け付けております。

軽減税率対策補助金事務局コールセンター（受付時間：9時～17時（土・日・祝除く）／通話料有料）

0570 (053) 555 （IP電話等からの番号 **03 (6627) 1316**）



写真提供: やまなし観光推進機構

富士の国やまなしをふるさと納税で応援してください

◆ふるさと納税とは

県や市町村に「ふるさと納税」(寄附)をすると、ふるさと納税(寄附)額のうち、2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除されます。

◆ふるさと納税の使い道

山梨県にいただいた「ふるさと納税」は次のメニューの中からお選びいただいた取り組みに活用させていただきます。

①ふるさとの水を育む森林保全に関する取り組み

かけがえのないふるさとの水や、その水を育む豊かな森林を守り、育て、未来に引き継ぐために、荒廃した森林の整備や重要な水源地域における森林の整備に取り組んでいきます。

②富士山の保全、環境美化に関する取り組み

富士山が末永く皆に愛され、親しまれ、世界に誇る財産として引き継がれていくように、富士山の豊かな自然の保全対策に取り組んでいきます。

③ふるさとの青少年育成に関する取り組み

ふるさと「山梨」を愛し、日本や世界の未来を拓く人材として活躍できる力強い子ども達の育成に取り組んでいきます。

④ふるさとの福祉向上に関する取り組み

健康寿命日本一や子育て環境の良さを維持し、障害を持つ人や高齢者をはじめとした全ての人が安心して暮らすことができる山梨づくりに取り組んでいきます。

⑤高校教育の充実にに関する取り組み

多くの著名人や財界人を輩出した、ふるさと「山梨」の高校教育の一層の充実に取り組んでいきます。

※本県に「ふるさと納税」をしていただいたみなさまに、ささやかなお礼の品として、県立施設4館(美術館・博物館・考古博物館・文学館)共通のご招待券(4枚)を差し上げております。また、1万円以上の寄附いただいた県外在住の方へ、返礼品として山梨県の特産品等を贈呈しています。

ふるさと納税の手順

①「ふるさと納税」(寄附)を申し出る

所定の「寄附申出書」に必要事項を記入の上、ファクシミリ、郵送、電子メールのいずれかの方法でお送りください。

インターネットで申し出ることもできます。(クレジットカード払いでの納付を希望する場合は、インターネットからの申し込みのみとなります。)

詳しくは県のホームページ「ふるさと応援サイト」をご覧ください。

山梨県庁 ふるさと納税

検索

②寄附金(ふるさと納税)を納付する

「納付書」が届きましたら、金融機関で納付してください。領収印が押された納付書(領収書)は大切に保管してください。



クレジットカード払いで納付する場合は、「ふるさとチョイス」サイトで、申し込みから寄附まで一括で手続きができます。

領収書は県で発行し、お送りしますので、大切に保管してください。

※確定申告をする場合、「領収書」が必要となります。

【御利用いただけるカード】

VISA、MasterCard、JCB、AmericanExpress、ダイナース

③ワンストップ特例申請または確定申告をする

(1)ワンストップ特例

納付確認後に送付する特例申請書に、必要事項を記入の上、返送してください。

確定申告が不要となり、寄附金控除額分が寄附をした翌年度の住民税から控除されます。

※5団体を超える自治体にふるさと納税をした方や、ふるさと納税の有無にかかわらず確定申告を行う方はこれまで同様に確定申告が必要となります。

(2)確定申告

翌年の確定申告の際に領収書を添付して申告してください。寄附をした年の所得税から控除・還付されるとともに、寄附をした翌年度の住民税が控除されます。



山梨県へのふるさと納税の状況(平成28年度)

多くの方々から貴重な浄財をお寄せいただきました。ご厚情に深く感謝申し上げます。

件数：972件 金額：24,325,000円

お申し込み
お問い合わせ
窓口

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県総務部税務課
TEL 055-223-1386(直通) FAX 055-223-1390
E-MAIL zeimu@pref.yamanashi.lg.jp

※県内市町村へのふるさと納税は各市町村にお問い合わせください。

大月税務署人事異動のお知らせ

平成29年7月10日

官 職 名	現 任 者		前 任 者	
署 長	田畑 晶司	東京局課税第一部企画調整官	松代 孝廣	東京局調査第一部特別国税調査官
総 務 課 長	佐藤 二郎	(留任)	佐藤 二郎	
管理運営1統括官	齊藤恵里子	(留任)	齊藤恵里子	
管理運営2統括官	高根 政直	(留任)	高根 政直	
徴 収 統 括 官	清水 康成	板橋署 徴収連絡調整官	芦沢 宏昌	雪谷署 徴収統括官
個 1 統 括 官	藤岡久美子	北沢署 個人2統括官	橋本 眞	緑署 個人1統括官
個 2 統 括 官	山下 和浩	(留任)	山下 和浩	
個 3 統 括 官	石川 裕一	東京局総務部事務管理二課システム管理1係長	田沢 功司	中野署 個人3統括官
資 産 統 括 官	中田 宏一	神奈川署資産3統括官	橋爪 貴世	武蔵府中署資産2統括官
法 1 統 括 官	新福 正彦	甲府署 酒類指導官	斉藤 誠一	江東東署 法人1統括官
法 2 統 括 官	大山千奈美	八王子署 法人4統括官	天野 忠人	八王子署 法人3統括官
法 3 統 括 官	佐藤 栄彦	(留任)	佐藤 栄彦	
法 1 総括上席	最知 満	(留任)	最知 満	
法 1 審理上席	徳永 聡子	立川署 法人6部門	中山 淳	武蔵府中署 法人1部門

新任者プロフィール

●出身地

長野県飯田市

●趣 味

ガーデニング

●モットー

 スマートな仕事
足腰の強い組織


田畑晶司署長

●出身地

東京都新宿区

●趣 味

卓 球

●モットー

明るく元気に



新福正彦法人1統括官



●出身地

青森県八戸市

●趣 味

相撲鑑賞

●モットー

健康第一



徳永聡子審理担当

着任の御挨拶

大月税務署長 田畑 晶司



公益社団法人大月法人会の会員の皆様には、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で、大月税務署長を拝命し、東京国税局課税第一部企画調整官から参りました田畑でございます。

私自身、山梨県内での勤務は初めてとなりますが、富士山をはじめとし、富士五湖、忍野八海などを構成する素晴らしい自然に囲まれた環境で日々仕事ができることを大変光栄に思っております。

前任の松代署長同様の御懇情を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

細谷会長はじめ大月法人会会員の皆様には、平素から法人会活動を通じて、税務行政の円滑な運営に対しまして、深い御理解と多大なる御協力

を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、「税知識の普及、納税道義の高揚」を目的とした説明会・研修会の開催、「地域社会への貢献」を目的とした講演会の開催や施設慰問など、各種の事業を活発に展開し、地域社会に多大な貢献をされております。

また、租税教育推進の分野では、「小学生による税金絵画コンクール」、「高校生による税の標語募集」及び小学生を対象とした「租税教室」を開催されるなど、他の法人会にはない特色ある活動に積極的に取り組んでおられます。これらの活動は、次の世代を担う児童・生徒達に「税」について考えてもらう良いきっかけ作りとなる意義深い活動であります。

これは、ひとえに、細谷会長をはじめとする役員並びに会員の皆様方の日頃の納税意識の高さと、租税教育に対する情熱の賜物と心より敬意を表する次第であります。

さて、皆様御承知のように、平成三十一年十月には、消費税率が10%に引き上げられるとともに、軽減税率制度が導入されることになっております。

軽減税率制度の下では、取扱商品の適用税率の確認や、適用税率ごと

の区分経理といった対応が必要となり、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などの準備が必要となる可能性がございます。

執行当局である私どもといたしましても、制度の円滑な実施に向けた周知・広報に取り組んでまいり所存ですが、貴会におかれましては、会員の皆様に制度の内容を十分に理解していただき、必要な準備を進めていただけるような、制度の広報活動にご協力いただきますようお願い申し上げます。

このような税制改正対応も含めまして、税務行政を取り巻く環境が一層の厳しさを増す状況の中で、税務署の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことを着実に果たしていくためには、貴会をはじめとする関係団体の皆様方の御協力が不可欠でございます。

今後とも、長年にわたって培って参りました信頼・協調関係を大切に、引き続き、緊密な連携を図って参りたいと考えておりますので、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、公益社団法人大月法人会の益々のご隆盛と会員の皆様方並びに御家族の御健勝、事業

の御繁栄を心よりお祈り申し上げます。私、私の着任の挨拶とさせていただきます。

国税の納付は、簡単・便利な ダイレクト納付をご利用ください

ダイレクト納付とは・・・

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。利用可能金融機関は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご確認ください。



お別れの御挨拶

前大月税務署長

松代 孝廣

この度の人事異動により、東京国税局調査第一部特別国税調査官に転任し、大月税務署長を離任することとなりました。

一昨年七月の着任以来、細谷会長をはじめ大月法人会の皆さまには大変お世話になり、心より厚く御礼申し上げます。

私にとって大月署での二年間は、着任四日目に、台風十一号による影響で高尾駅で立ち往生し、大月署まで辿り着くことが出来ず、関係民間団体役員の皆さまとの初顔合わせが中止となるなど、前途多難のスタートでございました。しかしながら、それも今となつては数多い思い出の中の一コマとして私の脳裏によりみがえってまいります。

二十六年ぶりの税務の第一線への復帰、しかも初めての山梨県勤務ということで、不安と期待が入り混じった状況での着任でしたが、大月法人会をはじめとする関係民間団体の皆さまから、税務行政に対する深い御理解と永年にわたる厚い御支援を賜り、大月税務署長の職務を全うすることが出来たと実感しております。

す。

特に、大月法人会には、本会のみならず、女性部会及び青年部会の活発な活動によって、より多くの交流の場を設けて頂きましたことを深く感謝申し上げます。

日本一の富士山の麓で、日本一の素晴らしい自然環境に囲まれながら、日本一税務行政に御理解の深い皆様方と共に活動させて頂きましたことは、私の人生においても最も思い出に残る二年間であつたと確信しております。

税務行政を取り巻く環境が厳しさを増していく中で、今後とも変わらぬ御支援と御協力をお願い申し上げますとともに、大月法人会の益々の御隆盛並びに会員の皆さまのご健勝及び事業の御繁栄をスカイツリーの先に望む雪峰富士を眺めながら祈念しております。

転任の御挨拶

前法人課税第1部門統括官

斉藤 誠一

この度の人事異動により東京都江東区亀戸にあります江東東税務署法人課税第一部門統括国税調査官に転任することとなりました。

細谷会長をはじめとする役員の皆

さま、会員の皆さまには大変お世話になりました。

私は大月署を二年間務めるつもりでいましたので、五月に開催された定時総会後の意見交換会においても、「来年もよろしくお願いします。」とお酌をして回っていました。七月三日に内示（留任または異動先を署長から口頭で伝えられることです。）を受けた時は、まさに青天の霹靂の思いでした。

思い残したことは多々ありますが、来年は女性フォーラム山梨大会があり、大月法人会の女性部会及び青年部会の皆さまが中心となつて、大いに盛り上がるイベントになることと思います。

最後となりますが、公益社団法人大月法人会の益々のご発展と、会員の皆さま方のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、お別れのあいさつとさせていただきます。

ありがとうございます。

転任の御挨拶

前法人課税第1部門審理担当

中山 淳

七月の人事異動により、武蔵府中税務署へ転任となりました。

二年間にわたり、細谷会長をはじめ、役員及び会員の皆様方、並びに事務局の皆様方には大変お世話になり、心から厚く御礼申し上げます。

初めての審理担当で最初は戸惑うことも多く、皆様にも多大なご迷惑をお掛けしたのではと思っておりますが、大月法人会の熱心な事業活動を通じて多くの会員の皆様と接することができたことは、大変貴重な経験となりました。

今後もその大きな団結力で、公益法人社団大月法人会が益々ご発展されますことと、会員の皆様方のご健勝並びにご事業の繁栄を心から祈念いたしまして、お別れのあいさつとさせていただきます。

本当に、ありがとうございます。



大月税務署からのお知らせ

○平成29年分 年末調整等説明会の開催について

本年も下記の日程にて年末調整等説明会を開催いたします。

都合により対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。また小菅村・丹波山村については、青梅税務署の説明会が下記のとおり行われますので、そちらへもご出席いただけます。

ただし、市町村で配布している給与支払報告書につきましては、対象地区以外の説明会場ではお渡しすることが出来ませんので、直接各市町村にご請求いただくことになります。

開催日	会場名・所在地	対象地域
11月7日(火)	富士五湖文化センター（ふじさんホール）大ホール 富士吉田市緑ヶ丘二丁目5-23	富士吉田市・富士河口湖町 忍野村・鳴沢村・山中湖村
11月8日(水)	上野原市文化ホール（もみじホール）2階会議室2 上野原市上野原3832	上野原市（※小菅村・丹波山村）
11月9日(木)	都留市文化ホール（うぐいすホール）小ホール 都留市上谷1888-1	都留市・西桂町・道志村
11月14日(火)	大月市民会館 4階視聴覚室 大月市御太刀二丁目11-22	大月市
開催時間（各会場共通）		用紙配布 12時50分～13時20分
		説明時間 13時20分～15時25分
11月21日(火)	奥多摩町福祉会館 1階 西多摩郡奥多摩町氷川199-口	※(小菅村・丹波山村) 13時30分～16時00分

○本年は、例年より用紙配布及び説明会の開始時間が10分早くなっていますのでご注意ください。

○年末調整等説明会終了後、15時35分から17時00分まで、消費税の軽減税率制度等の説明会を開催いたします。どなたでもご出席いただけます。

配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われました。平成30年分以後の所得税に適用されます。

●改正の内容

(1) 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

- 1 配偶者控除の控除額が改正されたほか、給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました。
- 2 配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました。

(2) 扶養親族等の数の算定方法の変更

扶養親族等の数の算定に当たり、配偶者が源泉控除対象配偶者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。また、同一生計配偶者が障がい者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。

改正前の制度から大きく変更されます。国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に以下のパンフレット等を掲載していますので、ぜひご利用ください

- ・源泉所得税の改正のあらまし 平成29年4月
- ・平成30年分以降の配偶者控除及び配偶者特別控除の取り扱いについて～毎月(日)の源泉徴収のしかた～

e-Tax 推進協議会からのお知らせ

● 国税の納付は、ダイレクト納付をご利用ください ●

- メリット1 金融機関の窓口になど必要がなく、夕方や夜間も納付できる
- メリット2 納付手続きが簡単
- メリット3 即時だけでなく期日指定の納付が可能
- メリット4 ネットバンキング契約不要だから、利用料・手数料がかからない

源泉所得税や消費税の中間納付など、納付回数の多い手続きは特にオススメです

添付書類の提出はe-TAXが便利です

出資関係図や収用証明書などの一部の添付書類については、イメージデータ(PDF形式)により提出できます。さらに、税務・会計ソフトや自社システムで作成した財務諸表及び勘定科目内訳明細書データについても、国税庁が定めたファイル形式(CSV形式)のデータであれば、e-Taxで受付可能なデータ形式(XBRL形式又はXML形式)に変換して提出できます。詳細はe-Taxホームページでご確認ください。

※財務諸表及び勘定科目内訳明細書は、イメージデータ(PDF形式)での提出はできませんのでご注意ください。

マイナンバーカードも利用できます



法人の代表者及び経理責任者のマイナンバーカードと、マイナンバーカードに対応したICカードリーダーライター又はスマートフォンがあればe-Taxがご利用いただけます。

※マイナンバーカードに対応したICカードリーダーライター及びスマートフォンについては、「公的個人認証サービスポータルサイト(www.jpki.go.jp)」でご確認ください。

※その他ご利用可能な電子証明書は、e-Tax ホームページでご確認ください。

利用可能時間が拡大しました

月曜日～金曜日に加えて、5月、8月、11月の最終土曜日及び翌日の日曜日においてもご利用いただけます。

スマートフォンやタブレット端末からも電子納税(ダイレクト納付)が利用できます。詳しくはe-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。



利用可能時間

電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日の8時30分～24時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

5月、8月、11月の最後の土曜日及び日曜日の8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。



神社めぐり

第37回



一宮神社（旧郷社）

鎮座地 上野原市西原五四六一
御祭神 木花開耶姫命
例祭日 九月十七日
宮司 鈴木 健治
総代長 武原 久二
境内地 九一八坪
氏子戸数 一八〇戸

由緒沿革

康永二年（一三三三年）正月志野正義創立と伝えられる。甲斐国志に「武田氏此の地に居住して一の宮、二の宮を建立し鎮守に祀りける。よりにて武田一の宮と称せり。天王壬子年勝頼滅亡の頃共に亡びけるにや、天承二年の棟札に武田丹波守有氏とありて、その後の棟札に載する事なし、館跡方壺町ばかり今に存して草茫々たり、土人は丹波屋敷と称して間田となす。康永元年、永享六年、文明三年、永正五年、天文九年、永禄元年、天正二年、慶長六年、寛永八年、明暦四年、元禄三年の棟札あり。遊行他阿の六字名号板、南無阿弥陀仏奉納甲州一の宮大明神遊行十四代他阿書、永享六年二月二十五日」とある。宝物には古鏡二面と聖徳太子時代に彫刻と言ふ翁面二個があり、夏早魃の際に宮前原の河原にて水に浸し、雨乞をすれば直ちに降雨ありと伝えられてゐる。明治六年郷社に指定された。祭日の太神樂と西原歌舞伎は今も受け継がれて有名な行事となつてゐる。

ます。忙しくて朝・昼食が採れない場合でも、果物や野菜ジュースでエネルギー補給を！

バランスよい食事

カロリーを抑えるために炭水化物を控える、肉より魚、筋肉をつけるためにタンパク質を多くとるetc. どれも理屈上は合っているのですが、これが極端に偏りすぎると体調を崩す原因になりかねません。カロリーをおとしたい場合は全体を少しずつ減らしましょう。

サプリメントやトクホに頼りすぎない

これらは、あくまでも栄養補助食品であり、十分な食事がとれていれば、その必要性は弱くなります。基本は毎日とる食事であり、サプリやトクホを摂る場合はどの栄養素が必要なのかをしっかりと把握して選びましょう。

食品・メニューの選び方

脂肪がつきにくい食べ物を選ぶポイントは、高カロリー食を少量摂るよりも低カロリー食を普通に摂ること。見た目にはわからない隠れた脂肪と糖分にも敏感に。

例えば、あんパンと蒸しパン。あんパンの方が餡子がたっぷり入って甘そう、と思うかもしれませんが、蒸しパンには植物油と砂糖が大量に含まれます。脂肪と糖分の組み合わせは要注意です。同様に、チキンナゲットとフライドポテトで迷ったら、チキンナゲットを選びましょう。いも類や米などのでんぷん質と油分の組み合わせも要注意。でんぷんや糖分で血糖値が上がると、脂肪が身体に取り込まれやすくなります。

アルコールも、できるだけ糖質の少ないものを選びましょう。日本酒・ビール・ワインより焼酎やウイスキー。カクテルも、甘い物は控えたいですね。

健康で キレイになる運動

シェイプアップを成功させるには食事と運動の両面から身体を健康に整えていく必要があります。

ここでは、日頃あまり運動をしない方や体力にあまり自信の無い方でも無理せず気軽に始められる運動のポイントをまとめてみます。

●健康&美容目的で行うシェイプアップ・エクササイズは2種類

有酸素運動は、糖質や脂肪を燃焼させてエネルギーを作る運動で、ウォーキングやスイミングに

代表されます。筋力（筋肉）トレーニングは、筋肉を鍛えることで目的の部位を引き締め、基礎代謝を高めることにより脂肪の燃焼を高めます。

●気軽に始めやすいウォーキングのコツ

有酸素運動のなかでも誰でも気軽に始められて一般的なのがウォーキングです。

◆汗をうっすらとかく速さで歩く

◆腕をしっかり振って、普段より歩幅をひろげて大股ぎみに

◆1週間に4・5日を目安にするとよいでしょう。頑張りすぎてもよくないので、身体を休める日も必要です。

◆こまめに歩く、またエレベーターやエスカレーターを使わずに階段を使うなど、少しずつでもやりましょう。

◆慣れてきたら少しずつ歩くスピードを速くしたり、時間や距離を伸ばしていきましょう。

●シェイプアップ筋トレのコツ

筋トレは、ただむやみに鍛えればよいというものではありません。身体を壊さないように、しっかり準備して取り組みたいですね。そこで、筋トレを始める前に注意したいポイントをあげてみます。

筋トレを始める前のウォーミングアップ

筋トレは筋肉を大きく伸び縮みさせることで効果が上がります。そのために、関節や筋肉をあたためて伸び縮みしやすくしておくことが大切です。ウォーキングや軽いジョギング等で汗ばむくらいに身体を温め、その後ストレッチで筋肉を伸ばしてから、筋トレを始めましょう。

無理をしない

筋トレをはじめると筋肉痛になることもあります。この場合、無理してトレーニングを毎日続けるのではなく、休むことも大切です。筋肉痛とは、トレーニングで傷ついた筋肉が回復するまでに炎症を起こして痛みを感じることを考えられています。筋肉の修復期間と考えて、痛みが引いてからトレーニングを再開しましょう。

数字の変化に一喜一憂しない

筋トレを始めたらずいぶん体重が落ちると思っていませんか？日頃運動をしていない人が運動を始めて数日で体重が落ちた場合、減ったのは脂肪ではなく水分と考えるのが妥当です。体脂肪は1kgで7200kcalもあり、短期間で何キロも落とすのは不可能です。体重や体脂肪の数値に惑わされず、シェイプアップにじっくり取り組む姿勢が大切なのです。



健康で きれいなボディに シェイプアップ

健康で キレイになる食事

シェイプアップのための食事といっても、特別なことをするわけではありません。基本は「1日3食、規則正しく、バランスよく食べる」「高カロリーなものは控える」「タンパク質をしっかりとる」「間食や夜食を控える」といった健康を心掛ける食事です。

これらの基本を理解した上で、美しい身体づくりのために気を付けたいポイントをまとめてみます。

●成人の必要カロリーはどれくらい？

一般的に、成人の摂取カロリーの目安は1800kcal・2200kcal前後といわれます。これは目安であって、性別や年代、体格や体を動かす強さによっても違ってきます。また、私たちの身体は、年齢を重ねるほど体内の代謝が悪くなり、基礎代謝量が減ってきます。つまり、年齢とともに摂取するカロリーも少なくて済むわけです。

自分の必要カロリーがどれくらいなのか、実際に計算してみましょう。

【標準体重から計算する方法】

- 1) 身長から標準体重を求める。
標準体重＝身長(m)×身長(m)×22
- 2) 必要な摂取カロリーは体重に25・30を掛けた数字
必要カロリー＝標準体重×25～30
(＝身長×身長×22×25・30)

(例) 身長が160cmであれば、標準体重は
 $1.60 \times 1.60 \times 22 = 56.32$
 で約56kgになります。この数字に25・30をかけると、
 $56\text{kg} \times 25 \sim 30 = 1400 \sim 1680(\text{kcal})$
 つまり、必要摂取カロリーは
 一日あたり1400・1680kcalとなります。

●シェイプアップ時の摂取カロリーは？

先ほどの計算式に出てきた「25・30」という数字。これは、身体活動レベル（日常生活の平均的な活動の強度をあらわしたもの）によって変わってきます。

目安としては、在宅勤務等で一日座って仕事をする方は25、事務系でも職場内での移動や立った姿勢で作業や接客をしたり、通勤・家事・買い物や軽いスポーツ等のいずれかを含む場合は28で計算。移動や立って行う仕事が多い方、あるいはスポーツ等の活発な運動習慣を持つ方は30です。

この計算で出た数値が必要なカロリー数ですから、シェイプアップ中の食事量の目安にもなります。

【身体活動レベルによる係数】



一日座って勉強 ×25 立ち仕事の軽作業 ×28 移動が多い・スポーツ ×30

●シェイプアップのための食の知識

効果的な食事のとり方など食にまつわるシェイプアップのポイントをまとめてみます。

食事は1日3回しっかりとる

寝坊して朝食抜き、忙しくて昼食抜き、その後の食事は、空腹にドカ食い…こんな食生活は太りやすくなる原因に。また、食後血糖値が急上昇しがちで、ますます太りやすい身体になってしまい



庭園と感動の宿 富士山温泉

ホテル 鐘山苑



TEL 0555-22-3168
〒403-0005
山梨県富士吉田市上吉田6283
FAX 0555-22-3935

随時ブライダルフェア開催中
詳しくは
ホームページをご覧ください